

定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
重要事項説明書

サンキ・ウエルビィ株式会社



# 定期巡回・随時対応型訪問介護看護重要事項説明書

## (事業の目的)

**第1条** サンキ・ウエルビィ株式会社（以下「事業者」とします。）が開設する、サンキ・ウエルビィ介護センター江波（定期・随時）（以下「事業所」とします。）が行なう定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（以下「事業」とします。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の計画作成責任者・オペレーター・訪問介護員（定期・随時）その他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「サービス」とします。）の提供に当たる従業者（以下「訪問介護員等」とします。）が、居宅において要介護状態にある者（以下「利用者」とします。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

## (運営の方針)

**第2条** 事業者は、地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び関係市町との密接な連携を図りつつ、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び希望等の把握に努め、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の援助を行なうものとします。

2 事業の実施に当たっては、事業所の訪問介護員等によってのみ行なうものとし、第三者への委託は行なわないものとします。

3 前各項に定めるものの他、介護保険法、厚生労働省令で定める指定基準、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとします。

## (事業者の概要)

### 第3条

- (1) 法人名 : サンキ・ウエルビィ株式会社
- (2) 法人所在地 : 広島県広島市西区商工センター六丁目1番11号
- (3) 代表者氏名 : 代表取締役 並川 寛
- (4) 電話番号 : 082-270-2266

## (営業日及び営業時間)

### 第4条

(1) サービス提供

- ① 営業日 : 年中無休
- ② 営業時間 : 24時間

注) 定期巡回サービス提供時間については、事前に居宅介護支援事業者等により計画された居宅サービス計画に基づくものとします。

## (サービス提供事業所の概要)

### 第5条

事業所名	サンキ・ウエルビィ介護センター江波（定期・随時）
所在地	広島市中区江波二本松1丁目10番3号
電話番号等	Tel：082-208-5240 Fax：082-503-5852
指定事業所番号	3 4 9 0 2 0 0 7 8 3
通常の事業の実施地域	広島市中区、西区、南区（但し、宇品町、似島町を除く）

### （事業所の職員体制）

#### 第6条

##### （1）管理者 1名（常勤）

管理者は、当該事業所の訪問介護員等及び業務の管理を一元的に行なうものとして、また、法令等に規定されている事業の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行なうものとします。

##### （2）計画作成責任者 1名以上

計画作成責任者は、事業所に対するサービスの利用申込みに係る調整、利用者の状態・意向の把握、訪問介護員等に対する利用者情報の伝達・技術指導、サービス内容の管理、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成及び居宅介護支援事業者との連携を行なうものとします。

##### （3）オペレーター 3名以上

オペレーターは、利用者からの通報を受付け、会話による安心感を提供しながら、あらかじめ把握している利用者の心身状況等を踏まえて、随時訪問サービスの提供の必要性を判断し、必要に応じて訪問介護員等に随時訪問サービスの提供を指示する。また、利用者から通報を受けて提供したオペレーションセンターサービス内容、利用者に提供した定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容を電子データとして蓄積するものとします。また、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行ないます。

##### （4）訪問介護員（定期巡回） 9名以上

訪問介護員（定期巡回）は、事業所の介護福祉士、訪問介護員研修課程修了者等の資格を有する者であって、定期的にサービスの提供に当たるとともに、利用者の状況を計画作成責任者に対して報告するものとします。

##### （5）訪問介護員（随時対応） 9名以上

訪問介護員（随時対応）は、事業所の介護福祉士、訪問介護員研修課程修了者等の資格を有する者であって、随時、サービスの提供に当たるとともに、利用者の状況を計画作成責任者に対して報告するものとします。

### （従業員証明書）

**第7条** 訪問介護員等は、常に従業員証明書を携行し、利用者又はその家族から求められた時はいつでも提示するものとします。

### （定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画）

**第8条** 事業者は、利用者の心身及び生活の状況を調査し、利用者又はその家族と協議して定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成します。但し、居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画に基づくものとします。

- 2 事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成にあたり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、その同意を得るとともに、作成した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付するものとします。
- 3 事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿って計画的にサービスを提供するものとします。
- 4 事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に記載したサービスの提供を行なう期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」とします。）を行なうものとします。
- 5 事業者は、モニタリングの結果及び利用者の要望等により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更又は中止の必要がある場合は、状況調査等を踏まえ協議し、医師又は居宅介護支援事業者の助言及び指導等に基づいて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を変更又は中止するものとします。

### （サービス内容）

**第9条** 事業者は、介護保険法その他関係法令（以下「介護保険関係法令」とします。）に定める下記のサービス行為区分の中から、居宅サービス計画に基づき、指定された時間帯に、選択されたサービスを提供するものとします。

#### （1）身体介護

利用者の身体に直接接触して行なう介助サービス及び利用者と共に行なう自立支援のためのサービス。

- ① 排せつ介助：トイレ及びポータブルトイレへの移動、オムツ交換、後始末、失禁及び失敗への対応等。
- ② 食事介助：配膳、食事姿勢の確保、摂食介助、水分補給等。
- ③ 専門的調理：流動食及び糖尿病食等の特別食（医療食及び治療食）の調理。
- ④ 清拭：清潔保持のための身体拭き、陰部洗浄等。
- ⑤ 入浴介助：手浴及び足浴等の部分浴、全身浴の介助。浴室への移動、洗髪、洗身、使用物品の片付け等。
- ⑥ 整容介助：日常的な身繕いの整え（洗面、口腔ケア、爪きり、耳そうじ、髪の手入れ、簡単な化粧等）。
- ⑦ 着衣介助：着替えの準備、手伝い。
- ⑧ 体位変換：体位の変換、安楽な姿勢の確保等。
- ⑨ 移乗・移動介助：車いすへの移動の介助、補装具等の確認。
- ⑩ 通院・外出介助：病院等の目的地への移動の介助。
- ⑪ 起床・就寝介助：ベッドからの移動及びベッドへの移動の介助、布団の片付け等。
- ⑫ 服薬介助：配剤された薬の確認、服薬の手伝い、後片付け等。
- ⑬ 自立支援のための見守りの援助：安全を確保しつつ、常時介助できる状態で行なう見守り。

注1) 利用者の状況によっては、上記サービスを実施できない場合があります。

#### （2）生活援助

日常生活の援助。利用者本人や家族が行なうことが困難な場合に行なわれる、本人

の代行的サービス。

- ① 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し、後片付け。
- ② 洗濯：洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥、取り入れ、収納等。
- ③ ベッドメイク：利用者のいないベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等。
- ④ 衣類の整理・被服の補修：衣類の入れ替え、ボタン付け、破れの補修等。
- ⑤ 一般的な調理・配下膳：一般的な食事の調理、配膳、後片づけ。
- ⑥ 買い物：日用品の買い物、品物及び釣り銭の確認。
- ⑦ 薬の受け取り。

2 次のようなサービスは、公的介護保険適用のサービスとして提供することはできません。

(1) 「本人の援助」に該当しないもの

家族等のための洗濯、調理、買い物、布団干し。主として利用者が使用する居室以外の掃除、来客の応接（お茶の手配等）、自家用車の洗車等。

(2) 「日常生活の援助」に該当しないもの

庭の草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大掃除、窓のガラス磨き、室内外家屋の修理、正月料理等の特別な調理等。

### (サービス利用料金)

**第10条** サービス利用料金は、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠した金額となり、利用者は事業者に対して、サービス利用料金から保険給付額を控除した金額（以下「利用者負担額」とします。）を支払うものとします。利用者負担額については、負担割合証に基づき負担割合を確認し請求するものとします。法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠の額（介護報酬告示の額）全額になります。なお、サービス利用料金表については別表に記載いたします。

### (交通費その他の費用)

**第11条** 訪問介護員等がサービスを提供するため、利用者宅を訪問する際に係る交通費は、第5条に記載する事業の実施地域内の利用者は、無料とします。

2 第5条に記載する事業の実施地域以外の利用者は、事業者に対して前項に定める交通費の実費を支払います。その場合の実費は、第5条に記載する事業の実施地域を越えた地点から目的地までの区間における往復の公共交通機関利用実費又は自動車使用時の経費〔19円/km〕（別途消費税）、有料道路代、通行料です。

注1) 訪問介護員等の移動手段は、地域により異なります。

3 買い物、通院及び外出介助等のサービスを利用する際に係る交通費は、原則として利用者の負担となります。交通費は、通院及び外出介助の場合、同乗する事業者の訪問介護員等分を含む公共交通機関の利用は実費とし、片道のみサービスの提供であっても、往復における訪問介護員等分の交通費は利用者の負担になります。

### (キャンセル)

**第12条** 利用者がサービスの利用の中止（以下「キャンセル」とします。）をする際には、速やかに事業所まで連絡してください。

**(支払い方法)**

**第13条** 事業者は、利用実績に基づいて1か月毎にサービス利用料金・その他費用を計算し、請求しますので、翌月末日までに支払うものとします。利用料の支払いと引き換えに領収書を発行します。支払いは下記のいずれかの方法となります。

(1) 金融機関口座からの自動引き落とし

利用できる金融機関：漁業協同組合を除く全ての金融機関

(2) 事業者が指定する口座への振込

広島銀行 広島西支店 普通預金 1674396 サンキ・ウエルビィ (カ)

**(事業者及び従業員の義務)**

**第14条** 事業者及び訪問介護員等は、サービスの提供に当たって利用者の生命、身体及び財産の安全に配慮するものとします。

2 事業者は、訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について必要な管理並びに設備・備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

3 事業者は、サービスの提供に当たって、緊急時の連絡先として主治医に確認する等、医師及び医療機関等への連絡体制の確保に努めるものとします。

4 事業者は、利用者に対するサービスの提供内容について記録を作成し、サービス実施日の終了時ごとに利用者又はその家族等による確認を受けるものとします。また、作成したサービス実施記録及び各種介護計画書は、その完結の日から5年間保存し、利用者又はその連帯保証人の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。

**(緊急時及び事故発生時の対応)**

**第15条** 訪問介護員は、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに救急隊、主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、事業所の管理者に報告するものとします。

2 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合には、事業所所在地の市町、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるものとします。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存するものとします。

4 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なうものとします。但し、事業者に故意な過失がなかった場合はこの限りではありません。

**(虐待の防止の為の措置に関する事項)**

**第16条** 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。

(1) 虐待の防止に関する責任者の設置。

(2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(3) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行なう。

(4) 訪問介護員等に対する虐待防止を啓発、普及するための研修の実施。

(5) その他虐待防止のために必要な措置。

- 2 事業者は、当該事業所の訪問介護員等又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人等利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町に通報するものとします。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行なう調査等に協力するものとします。

### (成年後見制度の活用支援)

**第17条** 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行なうため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介等、成年後見制度を活用できるように支援を行なうものとします。

### (身体的拘束等について)

**第18条** 事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行ないません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者本人及び家族に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行なうことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録をし、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行ないます。

- (1) 切迫性：直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性：身体的拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性：利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体的拘束を解きます。

### (合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

**第19条** 事業所は、利用者の居宅に立ち入る必要がある場合に限り、利用者またはその家族等の同意を得て合鍵を預かることができるものとします。

- 2 合鍵を預かる際は、利用者またはその家族等との間で書面による同意書を取り交わし、鍵の保管方法・返還時期等を明記するものとします。
- 3 預かった合鍵は、施錠可能な保管庫にて厳重に管理し、鍵の管理は、管理者が行うものとします。
- 4 合鍵の利用は、必要最小限の範囲とし、鍵管理台帳を作成・保管します。鍵の持ち出しには、使用日時、使用者名を台帳に記録するものとします。
- 5 合鍵を紛失した場合は、利用者または家族等へ連絡のうえ、警察への届出等必要な措置を行なうものとします。
- 6 利用契約の終了時または利用者からの求めがあった場合には、速やかに合鍵を返却するものとします。

### (その他留意事項)

**第20条** 利用者又はその家族は、第9条で定めた業務以外の事項を訪問介護員等に依頼することはできません。

- 2 訪問介護員等は、サービスに伴い、医療行為を行なうことはできません。
- 3 利用者の担当となる訪問介護員等の選任及び変更は、利用者に適正且つ円滑にサービスを提供するため、事業者が行なうものとし、利用者が訪問介護員等を指名することはできません。
- 4 利用者が、担当の訪問介護員等の変更を希望する場合には、業務上不適当と判断される事由を明らかにして、事業所まで申し出てください。但し、業務上不適当とされる事由が無いと判断される場合には、訪問介護員等の変更はできません。
- 5 訪問予定時間は、交通事情等により前後することがあります。
- 6 サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項に留意ください。
  - (1) 訪問介護員等は、預金通帳、キャッシュカード、印鑑、年金証書その他有価証券等は、一切預かることはできません。
  - (2) 現金や貴重品は、室内に放置せず、目に見えない場所や金庫等に保管してください。
  - (3) 訪問介護員等に対する贈り物や飲食等の配慮は、遠慮します。
  - (4) 利用者又はその家族は、利用者の居宅においてサービスを実施するために必要な電気、水道又はガス等の使用を、訪問介護員等に無償で許可するものとします。

#### (サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口)

**第21条** サービスに関する相談、苦情及び要望等（以下「苦情等」とします。）については、下記の窓口にて対応します。苦情等については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容を記録し、その完結の日から5年間保存し、常に居宅サービス事業者としてサービスの質の向上に努めるものとします。

##### (1) サービス提供事業所苦情等窓口

苦情等受付担当者	本荘 裕美
苦情等解決責任者	尾川 美幸
受付時間	8時30分～17時30分 (土、日、祝日、8月13日～8月15日及び 12月30日～1月3日を除く)
電話番号	082-208-5240
FAX番号	082-503-5852

注) 苦情対応の基本手順

①苦情の受付、②苦情内容の確認、③苦情等解決責任者への報告、④苦情解決に向けた対応の実施、⑤原因究明、⑥再発防止及び改善の措置、⑦苦情等解決責任者への最終報告、⑧苦情申立者に対する報告。

##### (2) 事業者以外の苦情等窓口

市町	受付窓口	広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課
	住所	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
	電話番号	082-504-2183
	FAX番号	082-504-2136

	受付日時	8時30分～17時15分 (土、日、祝日、8月6日及び年末年始を除く)
	受付窓口	中区役所 厚生部 福祉課 高齢介護係
	住所	広島市中区大手町四丁目1番1号
	電話番号	082-504-2478
	FAX 番号	082-504-2175
	受付日時	8時30分～17時15分 (土、日、祝日、8月6日及び年末年始を除く)
	受付窓口	西区役所 厚生部 福祉課 高齢介護係
	住所	広島市西区福島町二丁目24番1号
	電話番号	082-294-6585
	FAX 番号	082-233-9621
	受付日時	8時30分～17時15分 (土、日、祝日、8月6日及び年末年始を除く)
	受付窓口	南区役所 厚生部 福祉課 高齢介護係
	住所	広島市南区皆実町一丁目4番46号
	電話番号	082-250-4138
	FAX 番号	082-254-9184
受付日時	8時30分～17時15分 (土、日、祝日及び8月6日、年末年始を除く)	
国民健康保険 団体連合会	受付窓口	介護保険課 (苦情処理)
	住所	広島市中区東白島町19番49号
	電話番号	082-554-0783
	FAX 番号	082-511-9126
	受付日時	8時30分～17時15分 (土、日、祝日及び年末年始を除く)

**第22条** 事業者及び事業所の訪問介護員等は、利用者又はその家族の個人情報を保持します。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。事業者は予め書面により同意を得た場合は、サービス担当者会議等、また利用者の安全確保の為必要な場合に、当該個人情報を使用することができます。

### (第三者による評価の実施状況)

**第23条** 当事業所が提供するサービスの第三者評価の実施状況は下記の通りです。

第三者による評価に実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

## 別表（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

（サービス利用料金）

サービス利用料金は、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠した金額となり、利用者は事業者に対して、下記のサービス利用料金から保険給付額を控除した金額（以下「利用者負担額」とします。）を支払うものとします。利用者負担額については、負担割合証に基づき負担割合を確認し請求するものとします。法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠の額（介護報酬告示の額）全額になります。

## （1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）				
要介護度	サービス 利用料金 1月につき	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要介護1	58,272円	5,828円	11,655円	17,482円
要介護2	104,004円	10,401円	20,801円	31,202円
要介護3	172,698円	17,270円	34,540円	51,810円
要介護4	218,461円	21,847円	43,693円	65,539円
要介護5	264,204円	26,421円	52,841円	79,262円

通所介護等を利用した場合（通所サービス利用時の調整）				
要介護度	サービス 利用料金 1日につき	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要介護1	△663円	△67円	△133円	△199円
要介護2	△1,187円	△119円	△238円	△357円
要介護3	△1,968円	△197円	△394円	△591円
要介護4	△2,493円	△250円	△499円	△748円
要介護5	△3,006円	△301円	△602円	△902円

注1）通所介護、通所リハビリテーション又は認知症対応型通所介護（以下「通所介護等」とします。）を受けている場合は、通所介護等を利用した日数に、1日当たり上記の料金を減額します。

同一建物に居住する利用者の場合				
区分	サービス 利用料金 1月につき	利用者負担額		
		1割	2割	3割
同一建物の利用者	△6,420円	△642円	△1,284円	△1,926円

注2）事業所と同一建物に居住する利用者に対して、1月につき上記の料金を減額します。

夜間対応型（定期巡回・随時対応型訪問介護看護Ⅲ）				
区分	サービス 利用料金	利用者負担額		
		1割	2割	3割
基本夜間訪問サービス費	1月につき 10,582円	1,059円	2,117円	3,175円
定期巡回サービス費	1回につき 3,980円	398円	796円	1,194円
随時訪問サービス費Ⅰ	1回につき 6,066円	607円	1,214円	1,820円
随時訪問サービス費Ⅱ	1回につき 8,174円	818円	1,635円	2,453円

注3) 夜間帯のみを対象に、定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービスを提供する場合は、次に掲げる料金を算定します。随時訪問サービス費Ⅱは、2人の訪問介護員等により訪問する場合に算定します。

注4) 短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は算定しません。

(2) 加算対象となるサービスをおこなった場合は以下の金額が加算されます。

区分	要件	サービス 利用料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
初期加算	当事業所の利用を開始した日から30日以内の期間について算定します	1日につき 321円	33円	65円	97円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	注1)	1月につき 1,070円	107円	214円	321円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	注2)	1月につき 2,140円	214円	428円	642円

注1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、利用者本人が当該行為を可能な限り自立して行なうことができるよう、当事業所の計画作成責任者が、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施する医療機関の医師等の助言に基づき生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、

当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。

注2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施する医療機関が利用者の居宅を訪問する際に、当事業所の計画作成責任者が同行すること等で利用者の状態評価を共同で行ない、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。

(3) 算定基準に適合していると届け出ている加算については、利用料金に以下の金額を加算します

加算の種類	要件	算定	サービス 利用料金	利用者負担額		
				1割	2割	3割
総合マネジメント体制加算(Ⅰ)	事業の質を継続的な管理を行ない、厚生労働大臣が定める基準に適合及び指定権者に届出をした場合に算定します	●	1月につき 12,840円	1,284円	2,568円	3,852円
総合マネジメント体制加算(Ⅱ)			1月につき 8,560円	856円	1,712円	2,568円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行なった場合に算定します		1月につき 963円	97円	193円	289円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)			1月につき 1,284円	129円	257円	386円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行なった場合は、当該基準に掲げる所定単位数を加算します。	●	1月につき 8,025円	803円	1,605円	2,408円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			1月につき 6,848円	685円	1,370円	2,055円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)			1月につき 3,745円	375円	749円	1,124円

加算の種類	算定	サービス利用料金に割増料金を加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	●	1月につき 24.5%

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		1月につき 22.4%
----------------	--	-------------

注1) 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行なう事業所に認められる加算です。

注2) 通常の実施地域を越えて厚生労働大臣が定める中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供加算として、以下の割合でサービス利用料金に割増料金を加算します。

中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供加算：5%

2 利用者が本サービスを月途中で開始した場合又は月途中で中止した場合の利用料金は以下の金額となります。

要介護度	サービス 利用料金 1月につき	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要介護1	1,915円	192円	383円	575円
要介護2	3,424円	343円	685円	1,028円
要介護3	5,681円	569円	1,137円	1,705円
要介護4	7,190円	719円	1,438円	2,157円
要介護5	8,688円	869円	1,738円	2,607円

3 公的介護保険の適用がない場合及び介護保険法上償還払いとなる場合には、サービス利用料金の全額を、公的介護保険の適用がある場合において、給付限度額又は支給限度額を超えるサービスを提供した場合には、その限度額を超えた額を、利用者は事業者に対して支払います。また、公的介護保険の適用がない場合に限り、別途消費税は利用者負担となります。なお、償還払いとなる場合には、後日、領収書及びサービス提供証明書を保険者（市町）の窓口にて提示して承認された後、利用者には利用者負担額を控除した金額が払い戻されます。

4 本契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用します。この場合、事業者は、法令改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知するものとします。

事業者は、利用者又はその家族並びに連帯保証人に対し、本重要事項説明書により重要事項について20 年 月 日説明を行ないました。

利用者又はその家族並びに連帯保証人は、サービスの提供開始に伴い、重要事項について説明を受け同意し交付を受けました。

同意日及び交付日 20 年 月 日

<利用者> 住所

氏名 .....

<代理人> 住所

氏名 .....

(利用者との続柄 )

<署名代行人> 住所

氏名 .....

(利用者との続柄 )

<立会人> 住所

氏名 .....

(利用者との続柄 )

<連帯保証人> 住所

氏名 .....

(利用者との続柄 )

<事業者> サンキ・ウエルビィ株式会社  
代表取締役 並川 寛

<事業所> 事業所名 サンキ・ウエルビィ介護センター江波  
住所 広島市中区江波二本松一丁目10番3号

説明者 .....

印